

第495回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 8 年 7 月 29 日（水）13:30～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

中家室長	定刻となりました。 本日は御多用のところ、また暑い中、第495回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は全委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たし、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本会は公開審議としており、6名の方が傍聴されています。 それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。
栗山会長	皆さん、こんにちは。 これより第495回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。 それでは議事に入ります。 議題1「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。 事務局から説明をお願いします。
中家室長	資料№1、1ページから12ページについて説明します。 この資料は、7月23日に開催されました、中央最低賃金審議会第4回目安に関する小委員会の資料です。 7月21日に閣議決定されました「日本成長戦略」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2026」、いわゆる「骨太の方針」を抜粋したものです。これについての厚生労働大臣のコメントもついております。 この「骨太方針」「日本成長戦略」の資料については、例年、最低賃金に関する記載がございますのでその部分を政府方針の資料として付けさせていただいているものです。 9ページをご覧ください。その最低賃金に関する部分を一部抜粋して読み上げさせていただきます。 V) 実質賃金/最低賃金の引上げへの対応。 第2段落「最低賃金については、2020年代に全国

	平均1,500円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。」 次のページに移りまして、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組みも踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう議論いただく。 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされております。
原田局長	ただいま、いわゆる骨太の方針と日本成長戦略についてご紹介いたしまして、岐阜の最低賃金審議会の方では7月1日に諮問をさせていただいておりますので、この政府方針にも御配意いただいた審議をお願い申し上げます。 それから、併せていわゆる目安額につきましては、議題としてこの後に予定されておりますが、昨日、中央最低賃金審議会から示されてということですので、この場で併せて触れさせていただきます。 目安につきましては、目安に関する公益委員見解及び目安に関する小委員会の報告という形で示されているところでございます。今後の審議に置かれましては、公益委員見解を十分参酌し、また最低賃金に関する実態調査、それから本日行われます参考人からの意見聴取等々の結果を御活用いただき、適切な地域別最低賃金の改定が行われますようこの場を借りてお願いを申し上げます。 私からは以上です。
加賀 賃金指導官	続きまして、最低賃金法第25条第5項に基づく関係労使からの意見聴取に係る公示の結果についてご説明申し上げます。 令和8年7月1日に公示を行いましたところ、関係労働者2団体から意見書が提出されました。 提出順に、資料№2、13ページが岐阜県労働組合総連合「令和8年度最低賃金額改正に係わる意見書」、次の資料№3、14ページ、生協労連コープぎ

	ふ労働組合「令和８年度最低賃金額改正に係わる意見書」が提出されております。 なお、岐阜県労働組合総連合からは、公示に係る意見書の他に資料№４、１５ページにあります「岐阜県最低賃金の時間額１,７００円以上を求める請願署名」合計４,２５１筆が提出されておりますので、これから回覧します。
(請願書を回覧)	
栗山会長	それでは、ただいま事務局から報告がありました、政府方針、それから関係労使からの意見書に關しまして、御意見がありましたら伺います。 まず、労働者側委員はいかがでしょう。
栗本委員	特にございません。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	特にございません。
栗山会長	ありがとうございました。 それでは、続きまして「関係労使の意見陳述について」です。 事務局から説明をお願いします。
中家賃金室長	関係労使の意見陳述については、７月１日に開催されました第４９４回岐阜地方最低賃金審議会において、今年度の関係労使からの意見聴取について、審議会に意見書を提出した団体等のうちから、審議会での意見陳述を希望する者について実施することが決定されました。 その結果、先ほど報告いたしました意見書を提出された労働者側団体である、岐阜県労働組合総連合、生協労連コープぎふ労働組合の２団体から「意見陳述届」が提出されましたので「意見陳述を行う者」として選定しました。 本日、労働者側意見陳述人として、岐阜県労働組合総連合から事務局長の平野竜也様、生協労連コープぎふ労働組合から書記次長の馬場里江子様の２名にお越しいただいております。 なお、意見陳述に際しては資料№２及び資料№３

	のそれぞれの意見書を御参照いただきますようお願いいたします。
栗山会長	それでは、これより関係労使の意見陳述を行います。事務局は準備をお願いします。
【陳述席を設置】	
栗山会長	それでは、最初の意見陳述人、岐阜県労働組合総連合の平野竜也様の御案内をお願いします。
【平野意見陳述人着席】	
栗山会長	それでは意見陳述人の方は、所属と氏名を名乗られ10分以内で御意見を述べてください。 それではよろしく申し上げます。
平野 意見陳述人	岐阜県労働組合総連合事務局長をしております、平野竜也といたします。今日はどうぞよろしくお願いいたします。今回もこのような意見陳述の場を設けていただきましてありがとうございます。私どもの組合員の中にも、最低賃金近傍で働く労働者が何人かおられます。そういう方々の声も聴きまして、今日は私が代読という形になりますけれども意見を陳述させていただきたいと思っています。 私たちの組合員で、20代男性の声をまずご紹介させていただきたいと思います。 中学校を卒業してすぐに、飲食店に就職し働くようになりました。その時は手に職を付けたいと技術を学ぶつもりでした。しかし、労働時間が長くプライベートな時間はほとんどありませんでした。毎日12時間近く働きましたが、初任給は10万円でした。10年近く勤めましたが、退職する際は月額18万円でした。そんな給料でしたから親と同居していました。一人暮らしはしたくてもできませんでした。車も欲しかったのですが、自転車で移動していました。趣味はフィギュア集めでしたが、高額なものは買えませんでした。昼食や夕食は家で食べました。なるべくお金を使わないように生きてきました。1か月の半分は袋のインスタントラーメンを食べていたこともありました。 10年近く働きましたが、働くということに意義を見出せませんでした。長時間拘束されても給料が低

いのは、プライベートがなく本当に自由がありませんでした。休みは1か月に3日ほどありました。繁忙期は休みが少なくなりました。まともな休みは取れませんでした。休憩もなく働いたこともありました。それでも仕事を辞められなかったのは、「自分は中卒で仕事を辞めたら次の仕事が見つからないのでは」と不安に思っていたからです。知り合いの方から仕事を紹介してもらったのをきっかけに仕事を辞めることができました。現在は、とある工場で勤務しています。転職したおかげで生活が楽になりました。月額26万円くらいです。バイクも買いました。趣味のフィギュアも少し高額なものを買えるようになりました。飲食店で働いていたころは、お菓子などを買う時、値段を気にしながら買っていました。月ごとにフィギュアかお菓子、どちらかを選んで買っていました。月額26万円の現在はどちらも買えるようになりました。あの頃のことを考えると、もっと賃金が上がっていたら自分はもっとまともな暮らしができていたのではないかと思います。

現在、岐阜県最低賃金は1,065円ですが月額にすると170時間としても181,050円です。自分が辞める時の飲食店の金額と同じ金額です。このぐらいの給料では生活に希望が持てませんでした。生きていくのも苦しかったです。是非最低賃金を大幅に引き上げて、自分のような苦しい思いをしている人たちをなくしてください。

これが、今、最低賃金近傍で働く青年の率直な思いです。岐阜県内で働く労働者が希望を持って働けるように、そういう賃金を早期に実現いただくようお願いをいたします。

岐阜県労連では、今年の4月に岐阜県内で暮らすには最低いくら必要なのかを調査する最低生計費調査のアップデート版を発表しました。2025年の12月時点で健康で文化的な生活に必要な費用は男性で月額276,778円、女性で278,029円でありました。いずれも税・社会保険料込みです。時間給にして男性1,845円、女性1,854円が必要であり、物価高に対応した最低賃金の引上げが必要であると思います。こうしたことに付け加えて私どもはこの岐阜県でやっぱり本当に暮らしていけるような、安心して暮らし

	ていけるような、そういう地域をつくっていただきたいと思います。今、特に本当に物価が上がっている中で本当に生活に困窮している人たちが昨年も言わせていただきましたけれども、たくさんおられます。 また、最近不登校の子供たちが増えている中で、親たちも子どもたちが将来生活していくためにはどうしたらいいのだろうというような悩みなんかも寄せられています。働く親の悩みもありますけれども同時に子どもたちの将来を本当に安心して生活できるものにしていくためにも最低賃金必要だというふうに思っています。また、高齢者の方でも年金だけでは生活できないという方々もおられる中で、バイトをしなくてはいけないという方々も多くお見えになっております。そういう点でも最低賃金の引上げは重要だということと思っております。そういった県民の暮らしを考慮いただいて、今回の最低賃金引上げをいただきますようお願いをいたします。 私からは以上です。
栗山会長	ありがとうございました。 それではただいまの御意見につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いしたいと思いますが何かありますでしょうか。 質問してよろしいですか。今のお話と通じるものではないですけど、この署名のチラシというのは岐阜県労働組合総連合でつくられたチラシですか。
平野 意見陳述人	はい。
栗山会長	その中で岐阜県が東海北陸の7県で最下位ということが書いてあるのですけれども、これは何が最下位ということでしょうか。
平野 意見陳述人	チラシを印刷した後で気づきまして、ちょっと説明が足りなかったと思っているのですけれども、全産業平均の数値です。東海北陸の賃金の動き、毎勤統計調査の結果を比べたものです。その結果、岐阜県が月額賃金が東海北陸7県の中では一番低かったのではないかなというふうに思っています。
栗山会長	ありがとうございました。 ほか、特によろしいでしょうか。 それでは、ありがとうございました。

	事務局は御案内をお願いします。
【平野意見陳述人退席】	
栗山会長	それでは、次の意見陳述人、生協労連コープぎふ労働組合の馬場里江子様の御案内をお願いします。
【馬場意見陳述人着席】	
栗山会長	それでは、意見陳述人の方は、氏名、所属を名乗られてから10分以内で御意見を述べてください。 よろしくお願いします。
馬場 意見陳述人	皆さん、本日はよろしくお願いいたします。私は生協労連コープぎふ労働組合書記次長の馬場里江子と申します。 今日は同じ職場で働くコープぎふの〇〇〇〇（注：個人名）さんの意見を代読します。 私は入協22年目の60代パートです。夫は8年前に他界し、現在は30代の息子2人と暮らしています。息子は2人とも軽度知的障害でパート勤務です。私は子供の介護、家庭両立のためにはフルタイム勤務は難しいのが現状です。遺族年金のおかげで何とか生活はできていますが、物価上昇と医療費などで出費は増える一方です。岐阜県の最低賃金では、今の暮らしを維持することに精一杯で、将来の貯蓄も心もとない状況です。この先に築22年の家の修繕費や家電の買い替えなどで大きな出費があった場合や大病を患ったときに生活が維持していけるのか、常に不安が付きまっています。 夫は21年前にモヤモヤ病と言う脳の病気が見つかり、二度にわたる大手術をしました。その時は夫の命の心配はもちろんですがマイホームを購入したばかりだったので、生活の心配もあり、息子たちの進路にも悩んでいて非常に辛い時期でした。何とか無事に回復し、ずっと夫婦で助け合って暮らしていると安心していましたが、9年後に脳内出血で倒れ、高次脳機能障害と失語症の後遺症が重く休職になりました。傷病手当があるうちはまだよかったのですが、無給の状態で家のローン返済は本当に大変でした。落ち込む夫を励まし、病院に付き添い、自

	分のパートの仕事と家事をこなす。私自身はいつもお金の心配で押しつぶされそうでした。結局夫は4年間の闘病ののちに再度倒れて、そのまま亡くなってしまいました。悲しむ間もなく、様々な手続きに追われ必死にやってきましたが、夫がいない今、自分一人で家のリフォームや息子たちの将来のことなど重大な決心をしなくてはいけない状況に常に強いプレッシャーを感じています。 さらに息子たちの将来に対しての心配は消えることはありません。家を守り、近所付き合いをしながらかちんと生活していけるのか、どこまで福祉に頼れるのか、考えたらきりがありません。後見人制度などを使う必要は感じますが、費用が心配です。将来息子たちが幸せに暮らして永代供養に入るまでが私の責任です。障害者への支援は国の福祉制度の課題なのかもしれませんが、今の私に出来ることは、働いて、働いて、少しでも息子たちのために資産を残すことです。実際に息子がお世話になっている施設でも、「親御さんは子供さんのために少しでも多くお金を残して。」と言われたことがあります。今の最低賃金のまま働いても、貯蓄が十分にできない状況で息子が老後に施設でお世話になることになったら、自分の老後の不安もありますが、息子たちの老後まで私は考えなくてはならないのです。そのために自分の服や持ち物にお金を使う時は、「本当に必要か。」と自問自答し、罪悪感すら抱く時があります。 全ての人が人間らしく暮らしていけるためには最低賃金を少しでも上げていただきたいです。これから岐阜県で生まれて生活していく人たちのためにも、地元で生活し、働きたいと思う多くの若者のためにも、最低賃金の引き上げを強く求めます。以上です。
栗山会長	はい。ありがとうございました。 ただいまの御意見につきまして、委員の皆様から御質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(意見、質問等なし。)

栗山会長	よろしいですか。 ありがとうございました。 事務局は御案内をお願いします。
【馬場意見陳述人退席】	
栗山会長	以上をもちまして、関係労使の意見陳述を終了いたします。 公労使の各委員におかれましては、ただ今の陳述人の御意見を今後の審議の参考にさせていただきますようお願いいたします。 次の議題に移ります。 「令和８年度地域別最低賃金改定の目安について」です。 事務局から説明をお願いします。
森本 室長補佐	お手元の資料をご覧ください。 令和８年７月28日に中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われました内容をお伝えします。 時間の関係により、答申文を抜粋して読み上げます。 (資料の答申文部分を朗読) 以上です。
中家室長	なお、例年答申の際に届いております、中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージについては間に合っておりませんので、本日の本審では視聴していただくことができません。 届き次第、専門部会での御視聴を予定しております。
栗山会長	ただ今の、目安伝達について、何か御意見はありますでしょうか。 労働者側委員はいかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょうか。

澤村委員	特にございません。
栗山会長	それでは、ただいま示されました目安については参考としていただいて、今後開催される専門部会での審議に委ねたいと思います。 専門部会におきましては、十分に審議をしていただいて、是非、全会一致による結論が出ることを期待しております。 次の議題に移ります。 議題2「特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の審議に入ります。 まず、事務局から説明をお願いします。
中家室長	はい。資料№5、18ページをご覧ください。はじめに、特定最低賃金の新設に係る資料の説明をいたします。 資料№5は、本年5月に岐阜県内のハローワークに求人の出ていた事業場の時給を取りまとめたものです。求人が確認できた事業場は2社でございました。 次に資料№6、19ページをご覧ください。この表は全国の、各種小売業、総合スーパーマーケットに類する特定最低賃金の改正・新設の意向表明、申出状況を取りまとめたものになります。 今年度の申出状況については、空欄の所もありますが、把握できたものまでを載せております。 資料については以上です。 続きまして、7月15日付けで労使双方から御推薦いただいた3業種の関係団体に対し、提出期限を8月14日として、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書を依頼いたしました。 昨日までに、労使双方からの意見書の提出はございません。 8月14日までをお願いいたします。 以上になります。
栗山会長	ただ今の事務局の説明につきまして、何か御意見がありましたら伺いたいと思いますが、労働者側委員いかがでしょうか。
和泉委員	特定最賃の必要性についての先ほどの資料の19ページですが、こういった意図で付けられているのかよく分からないのですけれども、一応、複数県にわ

	たって総合スーパーマーケットの特定・新設というのを出されているエリアもあるので、もしこれがどういう意図で付けられているのか分かりませんが、エリアでもし出されているということはこの場で皆さんに共有するのであれば、その資料が付いていないので申し添えます。
栗山会長	では、事務局からお願いします。
中家室長	この資料を提出させてもらった意図というか経過としましては、初めて岐阜の方で新設が総合スーパーマーケットで申出されたことから、全国の状況がどうなのかなというところを把握したいという事で作らせていただきました。また、全国で都道府県をまたがるものについて、地域ごとで意向表明があったことは承知していますが、申出があったかどうかまで情報が無いものですから、作れなくてこの形になりました事を説明させていただきます。
和泉委員	はい。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	資料のご提供ありがとうございました。 参考にさせていただきたいと思います。
栗山会長	それでは、労使ともにイニシアティブを発揮していただいて、8月21日の意見陳述、そして8月25日の本審で円滑な御審議をお願い致したいと思います。 次の議題に移ります。 議題4「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。
中家室長	予定している議題はございません。
栗山委員	各委員の皆様からは何かございますでしょうか。
各委員	(発言無し)
栗山会長	よろしいですか。 それでは、本日の審議会はこれをもちまして閉会

	といたします。 本日はどうもありがとうございました。
--	-------------------------------